

三原市労働者金融対策資金貸付制度のご案内

三原市では、市内に居住する又は勤務する勤労者に対し、長期低利の貸付資金を供給することにより、その生活の安定と向上に資することを目的として、中国労働金庫三原支店と提携し、次のような貸付制度を行っています。多数、ご利用ください。

令和6年度 三原市労働者金融対策資金貸付制度一覧

令和6年4月現在											
制 度 名	対 象	資金 使 途	貸 付 限 度 額	貸付期間	貸付利率	返済方法	担保	保証人	保証 料 等	受付 期 間	受付場所 及び 取扱金融機関
労働者金融対 策資金貸付	1 市内に勤務又は居住する勤労者 2 労働者金融対策資金貸付制度に よる債務を負担していない者	住宅 ・ 教育 ・ 医療費 ・ 介護 ・ 冠婚 葬祭	500万円 以内	10年間 以内	年2.28% (固定)	分割払い (教育のみ 据置あり)	不要	労金所 定の保 証機関	保証機 関所定 の料率 (貸付利 率に含 む)	常時	中国労働金庫 三原支店
		生活 支援	200万円 以内		年2.14% (固定)						

※ 労働者金融対策資金貸付制度の内容については、中国労働金庫三原支店【0848(62)4128】へお問い合わせください。

※ 資金を組み合わせで貸付を受ける場合の限度額は500万円以内となります。

※ 貸付には中国労働金庫三原支店の金融上の審査があります。

※ 貸付利率は、保証料込みの表示となっています。